

番号	分類	質問内容	回答	備考
1	趣旨	新型コロナウイルス感染症対策に係る費用とは。	・安全安心な観光地づくりのための新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために使用する消毒液や手洗い石鹸、マスクといった消耗品また、密接回避のためのパネルの購入のための費用をいいます。	
2	趣旨	観光客の誘客に係るプロモーションの費用とは。	・安全安心な観光地をアピールすることで観光需要を喚起するために行うプロモーションにかかる費用をいいます。	
3	対象者	旅館業法第3条第1項の許可を受けて町内で宿泊施設を営む者とは。	・旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業を営むため、沖縄県中部保健所から営業の許可を受け、町内で当該宿泊施設（以下、「旅館・ホテル等」という。）を営む者をいいます。	
4	対象者	住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をして町内で宿泊施設を営む者とは。	・宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させるため、沖縄県中部保健所に当該事業を営む旨の届出を行い、町内で当該宿泊施設（以下「民泊施設」という。）を営む者をいいます。	
5	対象者	令和2年7月2日以降に沖縄県から営業の許可を受け旅館・ホテル等を営んでいる、または沖縄県に営業の届出を行い民泊施設を営んでいるが、対象になるか。	・対象にならない。旅館・ホテル等については、令和2年7月1日までに沖縄県から許可を受けていることが必要になる。また、民泊施設については、令和2年7月1日までに沖縄県に営業の届出を行う必要があります。	
6	対象者	まだ沖縄県から許可を受けていないまたは、届出を行っていないが、対象になるか。	・対象にはなりません。	
7	対象者	既に廃業しているが、対象になるか。	・対象にはなりません。	

番号	分類	質問内容	回答	備考
8	対象者	宿泊施設は町内にあるが、個人事業主で町外に住んでいる、または法人登記の住所が町外だが対象になるか。	・対象になります。	
9	対象者	北谷町に納税の義務がないがどうしたらよいか。	・本町に納税の義務がない場合、本町の税務課にて、本町の税が課税されていないことを証明する書類（課税なし証明）を取得してください（質問番号20参考）。	
10	支援給付金の額	宿泊定員とは。	・旅館・ホテル等の営業許可を得るために沖縄県に届け出た宿泊できる人数をいいます。 なお、民泊施設については、宿泊定員を一律4人とします。	
11	支援給付金の額	当初、沖縄県に届出を行った後、宿泊定員に変更があったが、沖縄県に変更の届出を行っていない。その場合、宿泊定員はどうしたらよいか。	・本事業については、基準日を令和2年7月1日としているため、当該基準日時点で届け出ている宿泊定員を記入することになります。	8/4追加
12	支援給付金の額	なぜ1,600円なのか。	・沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課が公表している「平成30年度の観光収入について」を参考に、沖縄に来た観光客の宿泊に関する消費額及び平均滞在日数等から基準額1,600円としております。	
13	支援給付金の額	なぜ民泊施設は宿泊定員を4人としているのか。	・観光庁が公表している「住宅宿泊事業の宿泊実績について」を参考に、沖縄県における年間1民泊施設の延べ宿泊者数及び宿泊日数から1泊当たりの平均宿泊者数を得て4人としております。	
14	支援給付金の額	旅館業法に関する宿泊施設を営む者の下限額はなぜ3万円か。	・町内の旅館業法に関する宿泊施設に交付する支援給付金の額を試算し、当該金額が大きい一部を除き支援給付金の平均額を下限額としております。	

番号	分類	質問内容	回答	備考
15	支援給付金の額	住宅宿泊事業法に関する宿泊施設を営む者の下限額はなぜ2万円か。	・町内の住宅宿泊事業法に関する宿泊施設に交付する支援給付金の額を試算し、当該支援給付金の平均額を下限額としております。	
16	支援給付金の額	旅館業法及び住宅宿泊事業法に関する宿泊施設を営んでいるが、その場合の下限額はどうか。	・旅館業法に関する宿泊施設を営む者の下限額(3万円)と同じになります。	
17	提出書類	申請書兼請求書に記入する申請者とは誰を指すのか。	・本事業における申請者とは、沖縄県から許可を得た者または、届出を行った者をいいます。	
18	提出書類	町内に9か所以上宿泊施設を所有しているが、申請書兼請求書の別紙の表は修正して使用してよいのか。	・申請書兼請求書の別紙1枚に記入が収まらない場合は、新しい別紙様式に続けて記入し、様式を修正して使わないようにしてください。	
19	提出書類	町内で複数宿泊施設を営んでいるが、旅館業営業許可証または住宅宿泊事業に係る届出番号を確認できる書類は、各宿泊施設分全て必要か。	・旅館業法及び住宅宿泊事業法に従った宿泊施設であるか確認するため必要となります。	
20	提出書類	町税に滞納がないことを証する書類とは何か。また、どこで取得できるのか。	・北谷町の固定資産税や住民税、法人町民税等に滞納がないことを証明する書類をいいます。本町税務課にて発行が可能です。	
21	提出書類	北谷町から課税されていないが、町税に滞納がないことを証する書類はどうやって発行したらよいか。	・本町から課税されていない場合、本町税務課にて「課税なし証明」を取得してください。	

番号	分類	質問内容	回答	備考
22	提出書類	各宿泊施設の旅館業許可証の写しまたは住宅宿泊事業に係る届出番号を確認できる書類は、申請書兼請求書の別紙に記入する宿泊施設分全て添付しなければならないのか。	・別紙に記載する宿泊施設分全て必要になります。	
23	提出書類	各宿泊施設の旅館業許可証の写しまたは住宅宿泊事業に係る届出番号を確認できる書類を紛失してしまったが、どうしたらよいか。	・沖縄県中部保健所生活衛生班までお問い合わせください。 沖縄県 中部保健所 生活衛生班 TEL：098-938-9787	
24	提出書類	支援給付金の振込口座の通帳の表紙及び表紙裏面の写しとは、通帳のどの部分のことか。	・口座番号及び名義人氏名（フリガナ）が確認できる部分をいいます。	
25	提出書類	支援給付金を別名義の口座に振り込んでもらいたいが、可能か。	・原則、支援給付金は申請書の名義の口座に振り込むこととなります。	
26	提出書類	各宿泊施設の直近の公共料金の支払明細書の写しにおいて、「公共料金」とは何か。	・電気料金やガス料金、公営水道料金のことをいいます。各宿泊施設分このうちのいずれかから1つ選択し、提出してください。	
27	提出書類	各宿泊施設の直近の公共料金の支払明細書の写しにおいて、「直近」とはいつのことか。	・申請時点で最新のものをいいます。	
28	提出書類	公共料金の支払明細書とは、具体的に何をいうのか。	・領収書や検針票（使用量のお知らせ）もしくはこれに類する書類（管理システムから出力されたものも可）で、該当する宿泊施設の「契約者名と住所」または「宿泊施設名」が確認できるものをいいます。	8/4追加

番号	分類	質問内容	回答	備考
29	提出書類	宿泊施設を自宅の2階で営業しており、公共料金の支払明細書が、宿泊施設部分と自宅部分の合計で表示されている。この場合、支払明細書の提出はどうしたらよいか。	・電気料金やガス料金、公営水道料金の全てにおいて、支払明細書が宿泊施設部分と自宅部分の合計で表示されているのであれば、契約者名と住所が確認できる当該公共料金どれか1つの支払明細書を提出してください。	<b>8/4追加</b>
30	提出書類	各宿泊施設の直近の公共料金の支払明細書の写しは、申請書兼請求書の別紙に記入する宿泊施設分全て添付しなければならないのか。	・別紙に記載する宿泊施設分全て必要になります。	
31	提出書類	その他町長が必要と認める書類とは何か。	・提出していただいた書類で審査に必要な事項が確認できなかった場合に提出を想定している書類をいいます。そのため、特に必要がなければ提出を求めることはありません。	
32	申請	申請書類の提出は郵送でなければ受付されないか。	・観光課の窓口でも受付は可能です。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、原則郵送で提出していただきますようお願いいたします。	
33	申請	提出書類に不備があった場合はどうなるのか。	・申請書兼請求書に記載の連絡先に連絡します。そのため、連絡先は忘れず必ず記入してください。	
34	交付決定	振込までだいたいどのくらいかかるのか。	・提出された書類等に不備や疑義がなければ、およそ14日以内に振り込むことを想定しています。ただし、申請数によっては、さらに日数がかかる場合があります。	
35	交付決定	北谷町から振込した際の名義は何か。	・北谷町会計管理者（チャタンチョウカイケイカンリシャ）となります。	

番号	分類	質問内容	回答	備考
36	その他	支援給付金を還付するのはどのような場合か。	・旅館業法や住宅宿泊事業法等、本事業の要綱に違反した場合または、偽りその他不正の手段により支援給付金の交付を受けた場合をいいます。	
37	その他	なぜ本事業に関する書類を5年間保管しなければならないのか。	・本事業に関し、正式な手続きを経て支援給付金の交付を受けたことを証明する証拠書類となるためです。	